

# 令和7年分 市民税・県民税 申告について

半田市

☎半田市税務課市民税担当 0569-84-0620 (直通)

日頃は、半田市税務行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。  
さて、令和7年分の申告時期を迎えましたので、ご案内をさせていただきます。  
なお、本案内および市民税・県民税申告書は、前年の申告実績などをもとに送付しております。  
**申告をされないと、所得・課税証明書の発行ができない場合や、国民健康保険税の軽減等が受けられない場合があります。**

## ●申告書は電子申請または郵送でお願いします

申告会場は毎年大変混雑します。長時間お待ちいただく場合がございますので、「住民税申告書提出フォーム」を利用した電子での申請又は、郵送で提出をお願いいたします。

## ●申告受付会場および日程

令和7年分の申告受付会場および日程は次のとおりです。

受付日	申告受付会場	受付時間	受付日	申告受付会場	受付時間
1月27日 (火)	瑞穂記念館	13時～15時30分	2月4日 (水)	乙川公民館	9時30分～12時 13時～15時
1月28日 (水)	有協公民館	9時30分～12時 13時～15時	2月5日 (木)	神戸公民館	9時30分～12時 13時～15時
1月29日 (木)	板山公民館	9時30分～12時 13時～15時	2月6日 (金)		
1月30日 (金)		9時30分～12時	2月10日 (火)	成岩公民館	13時～15時30分
2月2日 (月)	岩滑公民館	13時～15時30分	2月12日 (木)	亀崎公民館	9時30分～12時 13時～15時
2月3日 (火)	乙川公民館	9時30分～12時 13時～15時	2月13日 (金)		

※各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

- ・入場整理券の配布時間、受付人数の上限については、右のQRコードをご確認ください。
- ・2月16日以降は、市民税・県民税の申告のみ半田市役所2階12番窓口の税務課にて受け付けをいたします（平日のみ）。



## ●申告に関する注意事項

- ・申告手続きには、個人番号の記載および本人確認が必要です。マイナンバーカード、または通知カードと**本人確認書類（運転免許証など）**を持参してください。
- ・公民館等での申告受付期間中は、**半田市役所内では申告書の作成指導は行っておりません**のでご注意ください。（ただし、作成済みの申告書の提出はできます。）

## ●市民税・県民税の申告が必要な場合

次のうち、いずれか1つでも当てはまる場合は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされた場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

- (1) 不動産・農業などの所得がある方
- (2) 給与や公的年金等以外の所得がある方（公的年金等以外の雑所得、配当所得、一時所得など）
- (3) 給与や公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除など）を受けようとする方
- (4) 令和7年中に無収入または非課税収入（遺族年金、障がい年金など）のみの方で、生計が同じ親族の扶養家族になっていない方

※青色申告者や、分離申告（土地や建物の譲渡、株式の譲渡など）をされる方、今回の申告から住宅借入金等特別控除を受けられる方は、パスワード半田で申告を行ってください。（右ページ「事業所得者・譲渡所得者・住宅借入金等特別控除を確定申告される方へ」をご覧ください。）

## ● 市民税・県民税の申告に必要なもの

令和 7 年中の収入状況がわかるもの（源泉徴収票など）を全てお持ちください。また、令和 7 年中に支払った保険料の領収書や証明書がある場合は併せてお持ちください。

(1) 令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得が分かるもの

事業所得者・・・収支内訳書

給与所得者・・・「令和 7 年分の給与所得の源泉徴収票」、給与支払者の支払証明書など、令和 7 年中の収入金額が分かるもの

年金所得者・・・「令和 7 年分の公的年金等の源泉徴収票」

※個人年金や報酬など、上記以外の所得があった場合は、その収入金額がわかるものも、併せてお持ちください。

(2) 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払証明書または領収書

(3) 生命保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金などの支払証明書

(4) 医療費控除の明細書

※令和 7 年中に支払った医療費について、「医療費控除の明細書」を作成し、持参してください。

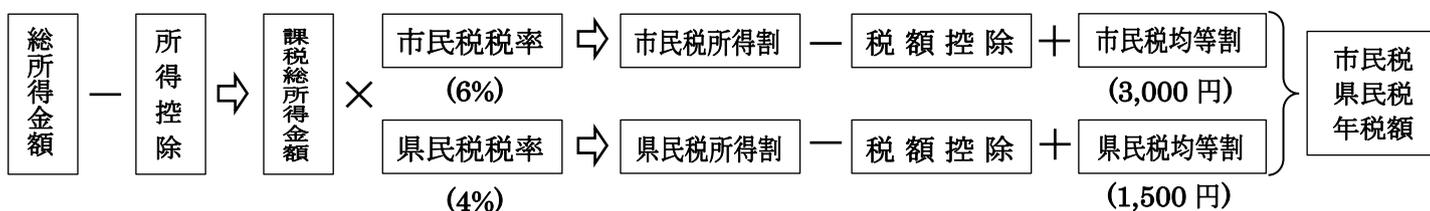
(5) 学生証（申告者が令和 7 年 12 月 31 日時点で学生であった場合）

(6) 障がい者手帳または障がい者控除対象者認定証（※）（障がい者控除を受ける場合）

（※）詳しくは高齢介護課介護認定担当（☎84-0648（直通））までお問い合わせください。

(7) 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）

## ● 市民税・県民税の計算方法



※令和 6 年度から、**森林環境税（国税）1,000 円**が市民税県民税と併せて課税されます。

※今後、法改正等により、税額の算出結果が変わる場合があります。

### 事業所得者・譲渡所得者・住宅借入金等特別控除を確定申告される方へ

市内公民館等 8 か所では下記対象者は受け付けられませんので、恐れ入りますが、パワードーム半田で申告を行ってください。

所得税確定申告についての問い合わせ先：半田税務署（☎0569-21-3141）

■対象者：事業や農業、不動産所得がある方（白色申告者は申告義務がある方）

譲渡所得（土地や建物、株式の譲渡など）を申告される方

今回の申告から住宅借入金等特別控除を受けられる方

など

■受付期間：2月16日（月）～3月16日（月）の平日

3月1日（日）は受付を行っています。

■受付時間：9時～16時

## ● 市民税・県民税申告書の電子での提出方法について

令和 8 年 1 月より、半田市のウェブページ上で「市民税・県民税申告書」の作成及び提出を行うことができます。

下記 QR コードを読み取り、①→②の順で作成と提出を行ってください。

① 市民税・県民税申告書作成コーナー	② 住民税申告書の電子送信
	

**所得の種類** ※ ( ) 内の数字は申告書の項番です。

所得の種類		所得の内容	所得の計算・算式
事業所得	営業等所得 (ア・1)	製造業、販売業、サービス業等の営業から生ずる所得や、外交員、大工、日雇等の自由業から生ずる所得 必要経費…商品の原価、地代、家賃、減価償却費等	収支内訳書を記載のこと 収入金額 - 必要経費 - 事業専従者控除額
	農業所得 (イ・2)	米、果樹、野菜などの栽培、農家が経営する家畜などの飼育、その他これに類する生産などの事業から生ずる所得	
	不動産所得 (ウ・3)	家賃、地代、小作料、駐車場料金などによる所得 必要経費…火災保険、固定資産税、減価償却費、管理費等	
	利子所得 (エ・4)	公社債および預貯金の利子、貸付信託および公社債投資信託の分配金	収入金額 = 所得金額
	配当所得 (オ・5)	法人から受ける利益の配当、投資信託（公社債投資信託などを除く）の収益の分配金等	収入金額 - 元本を取得するために要した負債の利子
	給与所得 (カ・6)	給料、賃金、賞与などの性質を有する給与による所得	<給与と所得金額の求め方> (参照※1)
雑所得	公的年金等 (キ・7)	公的年金等(国民年金、厚生年金、恩給など) 遺族年金や障がい年金は非課税所得のため、計算されません	<公的年金等の所得金額の求め方> (参照※2)
	業務 (ク・8)	副業に係る収入の内営利を目的とした継続的な所得	収入金額 - 必要経費
	その他 (ケ・9)	公的年金等や業務に当てはまらない所得	
	総合課税の譲渡所得 (コ・サ・11)	土地、建物以外の機械、著作権等の資産を譲渡して得た所得 ・短期…取得後 5 年以内に譲渡 ・長期…取得後 5 年を超えて譲渡 (特別控除額 50 万円)	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2
	一時所得 (シ・11)	生命保険契約等の満期返戻金など (特別控除額 50 万円)	

**所得控除** 所得から差し引かれる金額 ※ ( ) 内の数字は申告書の項番です。

区分	控除の内容	控除額の計算・算式																																						
社会保険料控除 (13)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族の健康保険料・厚生年金・国民年金・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを支払った場合に控除されます。 ※配偶者の年金から天引きされたものは対象になりません。	1 年間で支払った金額																																						
小規模企業共済等掛金控除 (14)	前年中に小規模共済法第 2 条第 2 項に規定する共済契約に基づく掛金などを支払った場合に控除されます。	1 年間で支払った金額																																						
生命保険料控除 (15)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約、介護医療保険契約の保険料を支払った場合に控除されます。 ※合計の控除限度額【旧制度のみ】70,000 円 【新制度のみ】70,000 円 【旧制度と新制度の両方を適用】70,000 円	【旧制度】<生命保険料控除額の求め方> (参照※4) (一般の生命保険料控除額) 上限 35,000 円 + (個人年金保険料控除額) 上限 35,000 円 【新制度】<生命保険料控除額の求め方> (参照※4) (一般の生命保険料控除額) 上限 28,000 円 + (個人年金保険料控除額) 上限 28,000 円 + (介護医療保険料控除額) 上限 28,000 円																																						
地震保険料控除 (16)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族のための損害保険契約等の保険料(保険期間が 10 年以上で、かつ、満期返戻金があり、平成 18 年末までに契約を締結した)や地震保険料を支払った場合に控除されます。 ※合計の控除限度額 25,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払い保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>～50,000 円</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001 円～</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>～5,000 円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円～15,000 円</td> <td>支払い保険料 × 1/2 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円～</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		支払い保険料	控除額	地震	～50,000 円	1/2	50,001 円～	25,000 円	旧長期	～5,000 円	全額	5,001 円～15,000 円	支払い保険料 × 1/2 + 2,500 円	15,001 円～	10,000 円																							
	支払い保険料	控除額																																						
地震	～50,000 円	1/2																																						
	50,001 円～	25,000 円																																						
旧長期	～5,000 円	全額																																						
	5,001 円～15,000 円	支払い保険料 × 1/2 + 2,500 円																																						
	15,001 円～	10,000 円																																						
寡婦・ひとり親控除 (17・18)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の区分</th> <th colspan="2">配偶者関係</th> <th rowspan="2">死別 (又は生死の明らかでない)</th> <th rowspan="2">離婚</th> <th rowspan="2">未婚のひとり親</th> </tr> <tr> <th colspan="2">居住者の合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">女性</td> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td rowspan="2">有</td> <td>子 (ひとり親)</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>子以外 (寡婦)</td> <td>260,000 円</td> <td>260,000 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無 (寡婦)</td> <td>260,000 円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">男性</td> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td rowspan="2">有</td> <td>子 (ひとり親)</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	居住者の区分	配偶者関係		死別 (又は生死の明らかでない)	離婚	未婚のひとり親	居住者の合計所得金額		女性	扶養親族	有	子 (ひとり親)	300,000 円	300,000 円	300,000 円	子以外 (寡婦)	260,000 円	260,000 円	—	無 (寡婦)	260,000 円	—	—	男性	扶養親族	有	子 (ひとり親)	300,000 円	300,000 円	300,000 円	子以外	—	—	—	無	—	—	—	
居住者の区分	配偶者関係		死別 (又は生死の明らかでない)	離婚				未婚のひとり親																																
	居住者の合計所得金額																																							
女性	扶養親族	有	子 (ひとり親)	300,000 円	300,000 円	300,000 円																																		
			子以外 (寡婦)	260,000 円	260,000 円	—																																		
		無 (寡婦)	260,000 円	—	—																																			
男性	扶養親族	有	子 (ひとり親)	300,000 円	300,000 円	300,000 円																																		
			子以外	—	—	—																																		
		無	—	—	—																																			
障がい者控除 (19)	自己や親族で身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、被爆者手帳の交付を受けているか、寝たきり老人等の認定を受けている場合に控除されます。 ※手帳、認定書等を提示してください。 ※同居の扶養親族が特別障がい者に該当する場合は右記の控除額に 23 万円を加算します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの等級</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示)</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>特別 (身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示)</td> <td>300,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの等級	控除額	一般 (身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示)	260,000 円	特別 (身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示)	300,000 円																																
障がいの等級	控除額																																							
一般 (身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示)	260,000 円																																							
特別 (身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示)	300,000 円																																							
勤労学生控除 (20)	自己が学生であり、前年中の合計所得金額が 85 万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の場合に控除されます。	勤労学生控除額 260,000 円																																						

区 分	控 除 の 内 容	控 除 額 の 計 算 ・ 算 式	
		区分	控除額
配偶者(特別)控除(21・22) 扶養控除(23)	自己と生計を一にする配偶者またはその他の親族等で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人を扶養している場合に、次の金額が控除されます。 また、生計を一にする配偶者のうち、その者の合計所得金額が58万円を超える場合には、自己およびその配偶者の所得金額に応じて、次の金額が配偶者特別控除の額となります。	配偶者控除・配偶者特別控除	<配偶者控除・配偶者特別控除の求め方> (参照※5)
		年少扶養(H22.1.2~R7.12.31)	控除なし
		一般扶養(H19.1.2~H22.1.1)	330,000円
		一般扶養(S31.1.2~H15.1.1)	330,000円
		特定扶養(H15.1.2~H19.1.1)	450,000円
		老人扶養(S31.1.1 以前生)	380,000円
		同居老親(S31.1.1 以前生) (自己・配偶者の直系尊属に限る)	450,000円
特定親族特別控除(24)	年齢19歳以上23歳未満(H15.1.2~H19.1.1生まれ)のうち前年中の合計所得が58万円超123万円以下の生計を一にする親族がいる場合に控除されます。	<特定親族特別控除の求め方> (参照※6)	
基礎控除(25)	納税義務者から一律で控除されます。	基礎控除額 430,000円 (合計所得金額が2,400万円以下の場合)	
雑損控除(27)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族の家屋、家財、現金などに災害、盗難、横領により被害があった場合に控除されます。	(損害金額) - (保険金等で補填される金額) = A A - (総所得金額等の合計額) × 10% = B Aのうち災害関連支出の金額 - 5万円 = C BとCのどちらか多いほう = 雑損控除額	
医療費控除(28)	前年中に自己または自己と生計を一にする親族の医療費を支払った場合に控除されます。※医療費の明細書を添付してください。	<医療費控除の求め方> (参照※3) 【医療費控除】または【医療費控除の特例】のいずれかを選択	

【参照※1】<給与所得金額の求め方>

給与収入金額	給与所得金額 (給与所得控除後の金額)
0~ 650,000円	0円
650,001~ 1,900,000	収入金額 - 650,000
1,900,001~ 3,600,000	A(※) × 4 × 70% - 80,000
3,600,001~ 6,600,000	A(※) × 4 × 80% - 440,000
6,600,001~ 8,500,000	収入金額 × 90% - 1,100,000
8,500,001~	収入金額 - 1,950,000

A(※) = 収入金額 ÷ 4 (千円未満切り捨て)

【参照※2】<公的年金等の所得金額の求め方>

年金受給者の年齢	令和7年中の公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額 (合計所得金額が1,000万円以下の場合)
65歳以上の方 昭和36年1月1日以前の生まれ	110万円以上 330万円未満	収入金額 - 110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	収入金額 - 195万5千円
65歳未満の方 昭和36年1月2日以後の生まれ	60万円以上 130万円未満	収入金額 - 60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	収入金額 - 195万5千円

【参照※3】<医療費控除の求め方>

	計 算 式
医療費控除	(医療費) - (保険金等で補填される金額) - (総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない金額)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(特定一般用医薬品等購入費の合計額) - (保険金等で補填される金額) - 12,000円 ※控除限度額 88,000円

【参照※4】<生命保険料控除の求め方>

	支 払 保 険 料	控 除 額
【旧制度】 平成23年12月31日までに加入	~15,000円	全 額
	15,001円~40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
	40,001円~70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
	70,001円~	35,000円
【新制度】 平成24年1月1日以降に加入	~12,000円	全 額
	12,001円~32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
	32,001円~56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
	56,001円~	28,000円

【参照※5】<配偶者控除・配偶者特別控除の求め方> (老人配偶者控除：配偶者がS31.1.1生まれ以前の場合)

控除区分		配偶者控除	配偶者特別控除									
配偶者の給与収入 (所得金額) (万円)			~123 (~58)	~165 (~100)	~170 (~105)	~175 (~110)	~180 (~115)	~185 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)
納税者本人の給与収入 (万円)	~1,095 (~900)	一般	33	33	31	26	21	16	11	6	3	-
		老人	38	33	31	26	21	16	11	6	3	-
	~1,145 (~950)	一般	22	22	21	18	14	11	8	4	2	-
		老人	26	22	21	18	14	11	8	4	2	-
	~1,195 (~1,000)	一般	11	11	11	9	7	6	4	2	1	-
		老人	13	11	11	9	7	6	4	2	1	-
	1,195~ (1,000~)	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		老人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【参照※6】<特定親族特別控除の求め方>

特定親族の給与収入 (所得金額) (万円)	~160 (~95)	~165 (~100)	~170 (~105)	~175 (~110)	~180 (~115)	~185 (~120)	~188 (~123)
控除額 (万円)	45	41	31	21	11	6	3